

令和 7 年

第 6 回庄原市議会定例会議案

(12月その2)

庄 原 市

令和7年第6回庄原市議会定例会議案目次（その2）

議案第128号	庄原市職員の給与に関する条例及び庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第129号	庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第130号	庄原市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第131号	庄原市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第132号	財産の取得について	13
議案第133号	令和7年度庄原市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第134号	令和7年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第135号	令和7年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）	別冊
議案第136号	令和7年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第137号	令和7年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第138号	令和7年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第139号	令和7年度庄原市下水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第140号	令和7年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）	別冊

議案第 128 号

庄原市職員の給与に関する条例及び庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 15 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市職員の給与に関する条例及び庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(庄原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 庄原市職員の給与に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 5 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 70」を「100 分の 72.5」に改める。

第 26 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 52.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

単位：円

職員の区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300

任用 短時間 勤務職員 以外の 職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800

42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		

79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					

	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

第2条 庄原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第5項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年庄原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第18条の2第1項第2号中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第4条 庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように

改正する。

第 18 条第 1 項第 2 号中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項第 2 号中「100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定（庄原市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 23 条第 2 項及び第 5 項並びに第 26 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

3 第 1 条の規定（給与条例第 23 条第 2 項及び第 5 項並びに第 26 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例及び第 3 条の規定による改正後の庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例又は第 3 条の規定による改正前の庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(提案理由)

令和 7 年人事院給与勧告に伴う国家公務員の給与の改定状況を勘案し、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 129 号

庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 15 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 235」に改める。

第 2 条 庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

令和7年人事院給与勧告に伴う国家公務員の給与の改定状況を勘案し、市議会議員の期末手当支給割合を改定するため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 130 号

庄原市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 15 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 庄原市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 235」に改める。

第 2 条 庄原市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の庄原市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の庄原市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

令和7年人事院給与勧告に伴う国家公務員の給与の改定状況を勘案し、特別職の職員の期末手当支給割合を改定するため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 131 号

庄原市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 15 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 庄原市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成 21 年庄原市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 235」に改める。

第 2 条 庄原市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の庄原市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の庄原市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

令和7年人事院給与勧告に伴う国家公務員の給与の改定状況を勘案し、病院事業管理者の期末手当支給割合を改定するため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 132 号

財産の取得について

庄原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年庄原市条例第 226 号) 第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 15 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 除雪トラック 1 台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得価格 | 44,611,280 円 |
| 4 | 相手方 | 庄原市東本町三丁目 7 番 14 号
山口ボデー有限会社
代表取締役 山口 勝之 |

(提案理由)

除雪事業に使用する除雪トラックを購入しようとするものであるが、予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

財産の取得について

1. 外観



2. 製品仕様

項目	内容
メーカー・製品名	UDトラックス製 Quon CF 4×4
納品先	庄原市役所本庁
納期	令和8年3月31日
シャーシ	ディーゼルエンジン、4WD、手動変速機
車体寸法	全長 10,540 mm / 全幅 3,100 mm / 全高 3,665 mm
性能 (JCMAS T006 性能 試験)	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪幅・フロントプラウ 2.85m ・路面整正装置 2.9m ・プラウ除雪作業速度(新雪 $\rho = 0.08 \text{ t/m}^3$、35 cm) 35 km/h ・路面整正装置ブレード線圧(前輪または後輪を浮かせた状態) 43.7kN/m ・騒音レベル(オペレーター耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉) 85db(A) 以下
除雪装置 (プラウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・形式 反転式アングリングプラウ形油圧式(ゴム製デフレクタ付) ・構造 ストレート形平形刃先、鋼板特殊円筒曲面構造 ・切刃昇降範囲 地下 30 mm～地上 450 mm ・プラウ取付状態 アングル角 30～40 度、切削角 60 度 ・操作弁方式 ソレノイド操作、スプール式
除雪装置 (路面整正装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・形式 油圧式ワンウェイ形 ・構造 ストレート形湾曲刃先、鋼板円筒曲面構造(反転式) ・切刃昇降範囲 地下 150 mm～地上 250 mm ・安全装置 シャーピンレス反転装置